

新潟市地球温暖化対策実行計画

（第 6 期市役所率先実行版）

令和 7 年

新潟市

改定履歴

改定期日	該当ページ	改定内容
令和 7 年 11 月 28 日	すべて	第 6 期作成
令和 8 年 3 月 31 日	1、10、11	新潟市地球温暖化対策実行計画（市役所率先実行版）の推進に関する要綱及び ISO14001 の廃止に伴い、記述を削除

—目 次—

1. 基本的事項	1
1-1 計画の位置付け	1
1-2 基準年度と計画の期間	1
1-3 対象範囲と温室効果ガス	2
2. 「温室効果ガス排出量」に関する現状と目標	3
2-1 目標設定の考え方	3
2-2 削減目標	3
3. 「エネルギー使用量」に関する現状と目標	4
3-1 目標設定の考え方	4
3-2 削減目標	4
4. 目標達成に向けた取組方針	5
5. 具体的な取組項目	6
5-1 徹底した省エネルギー対策	6
5-2 再生可能エネルギーの最大導入	8
5-3 公用車の排出対策	8
5-4 職員の率先行動	8
5-5 2050年排出ゼロに向けた検討	9
6. 取組の指標	9
7. 計画の推進体制	10
7-1 推進体制	10
7-2 進捗管理	11
7-3 環境教育の実施	11
7-4 資金の確保	11
7-5 公表	11

1. 基本的事項

1-1 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）」第 21 条第 1 項で地方公共団体に策定が義務付けられている法定計画です。

また、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下、「省エネ法」という。）」第 5 条第 1 項で定められた「事業者の判断の基準」に基づき、すべての事業者に対し策定が義務付けられている「取組方針」、「管理標準」を兼ねます。

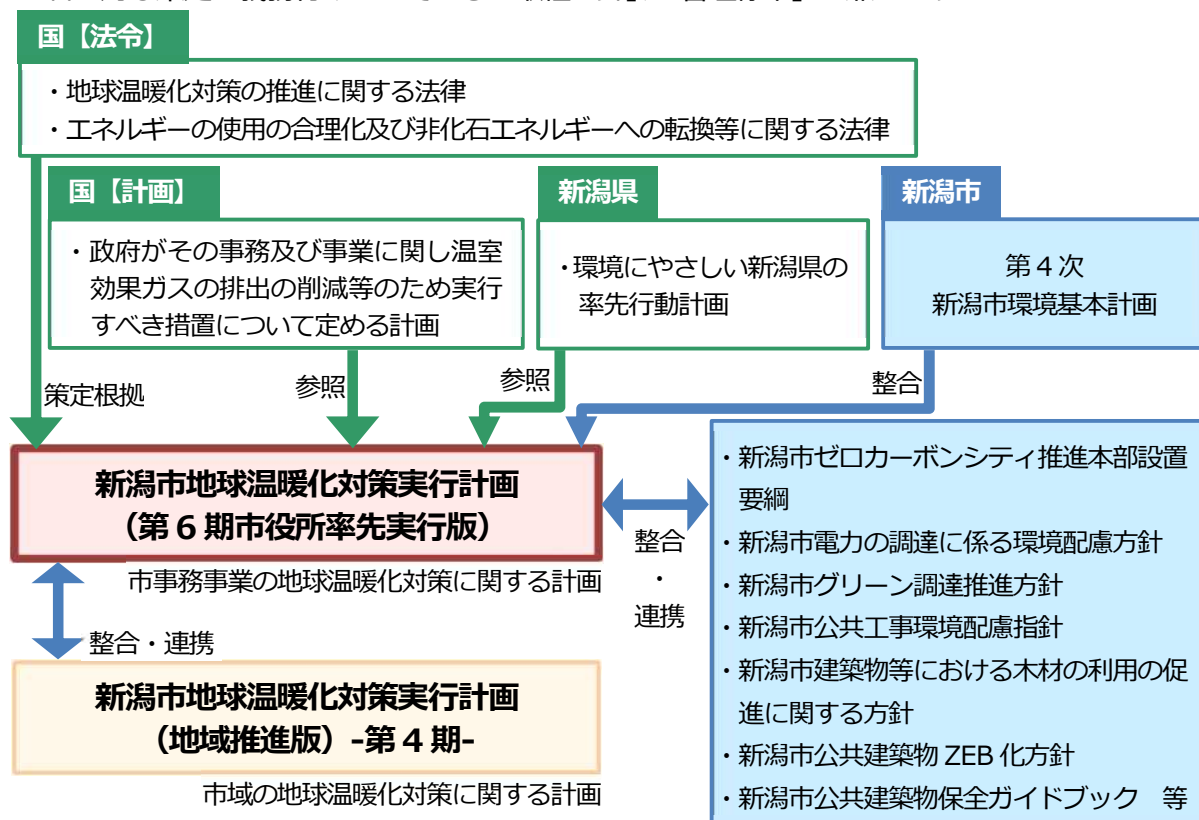


図 1-1 本計画の位置づけ

1-2 基準年度と計画の期間

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下、「政府実行計画」という。）」に即し、基準年度を 2013 年度に設定しました。

「新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）-第 4 期-」に合わせ、2030 年度を目標年度及び計画期間とします。

基準年度：2013 年度
第 6 期計画期間：2025 年度から 2030 年度（6 年間）

1-3 対象範囲と温室効果ガス

(1) 対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象範囲は本市のすべての事務・事業並びに所属・機関及び職員とします。

表 1-1 本計画の対象範囲

部 門		対象施設等
事 務	直営施設	庁舎（本庁、各区役所、出張所、連絡所等） 文化施設、スポーツ施設、福祉施設、観光施設 保健所、消防署、公民館、図書館、給食センター等
	指定管理施設	市が指定管理者制度により管理委託した施設
事 業	清 掃	清掃センター、処分場、し尿処理場等
	下 水	下水処理場、ポンプ場等
	上 水	浄水場、配水場、ポンプ場等
	病 院	市民病院
	学 校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校

ただし、市が主に出資している法人等の組織及び施設における事務・事業は除く

(2) 対象とする温室効果ガス及び排出行為

温対法第2条第3項に規定されている7種類のガスのうち、次の温室効果ガスを対象とします。

表 1-2 本実行計画で算定対象とする温室効果ガスと排出行為

対象ガス	主な排出行為
エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	・ 燃料（都市ガスやガソリン等）の使用 ・ 電気の使用
非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)	・ 一般廃棄物に含まれるプラスチックごみ、 合成繊維の焼却
メタン (CH ₄)	・ 自動車の走行 ・ 下水またはし尿の処理 ・ 一般廃棄物の焼却
一酸化二窒素 (N ₂ O)	・ 自動車の走行 ・ 笑気ガス（麻酔剤）の使用 ・ 下水またはし尿の処理 ・ 一般廃棄物の焼却
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	・ カーエアコンの使用
六ふつ化硫黄 (SF ₆)	・ SF ₆ が封入された電気機械器具の使用

注) 算定対象ガスとして、パーフルオロカーボン類 (PFC) は本市の事務事業から発生する可能性が極めて低いため算定の対象外とします。また、三ふつ化窒素 (NF₃) は温対法における算定対象に含まれません。

2. 「温室効果ガス排出量」に関する現状と目標

2-1 目標設定の考え方

温室効果ガス排出量の削減ポテンシャル等を踏まえ、2030 年度目標値を設定します。

補足：算定マニュアルの改定に伴い、第 5 期計画から数値を変更しています。

2-2 削減目標

2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減

表 2-1 温室効果ガス排出量削減目標

	年度	温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)
基準	2013	241,506
現状	2024	174,097
第 6 期目標	2030	120,753(△50%)

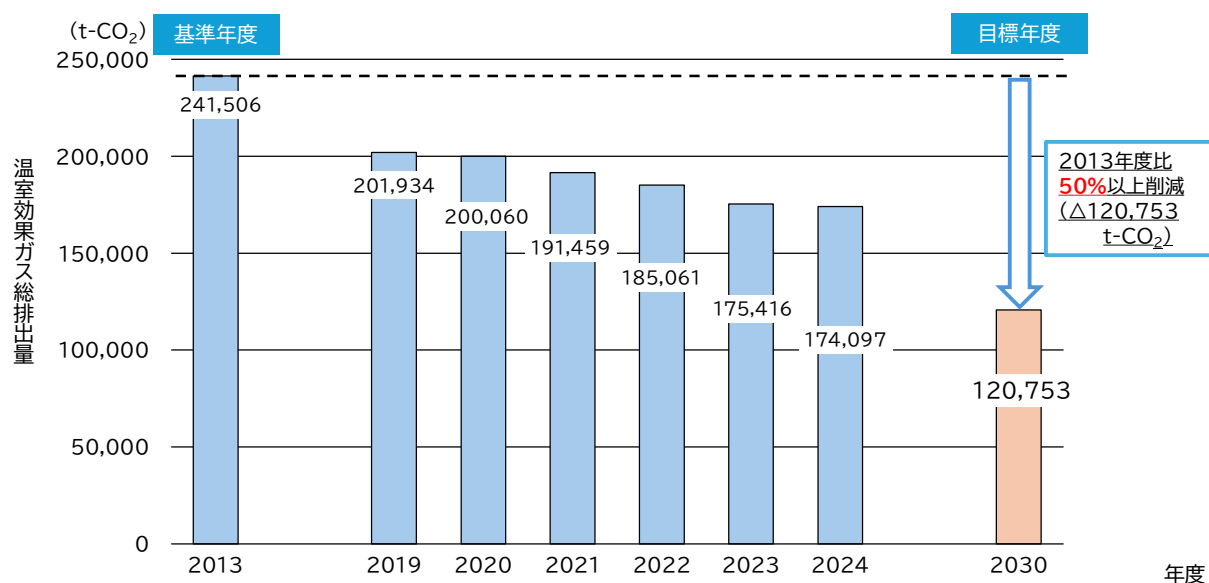


図 2-1 温室効果ガス排出量削減目標

3. 「エネルギー使用量」に関する現状と目標

3-1 目標設定の考え方

省エネ法の努力目標（エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減）を参考に2030年度目標値を設定します。

3-2 削減目標

2030年度までに2024年度比で6%削減

表 3-1 エネルギー使用量削減目標

	年度	エネルギー使用量 (TJ)
参考	2013	2,550
基準 (現状)	2024	2,001
第 6 期目標	2030	1,881(△6%)

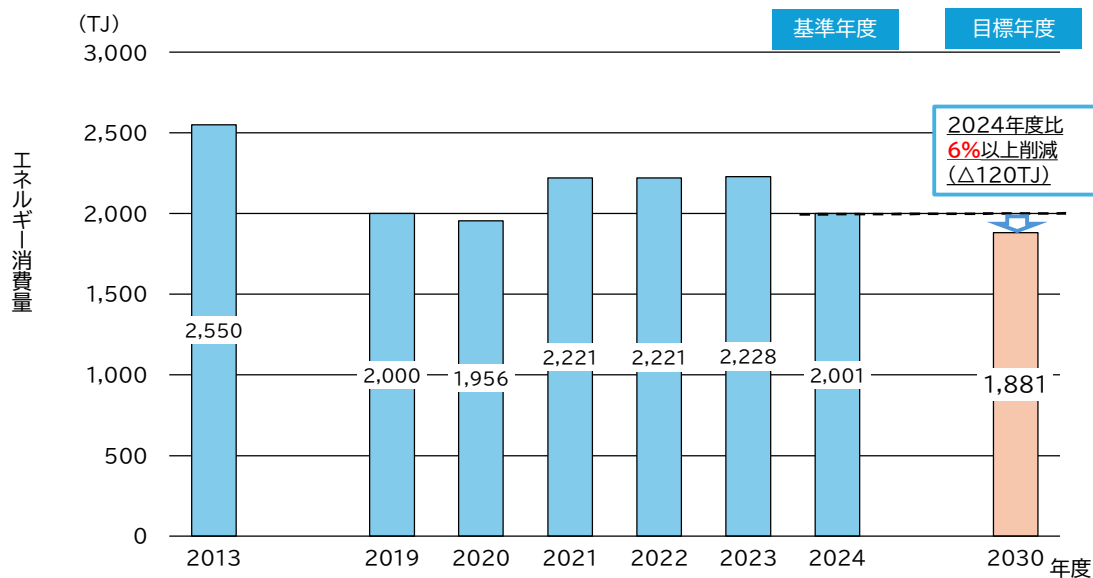


図 3-1 エネルギー使用量削減目標

4. 目標達成に向けた取組方針

本市は温室効果ガスを多量に排出する大規模な事業所であることを認識し、率先して温暖化対策に取り組めます。

温室効果ガスの削減に向け、以下の5つの方針で取組を実施します。

1 徹底した省エネルギー対策

- (1) 建築物のZEB化
- (2) LED照明への更新
- (3) 省エネ設備、機器への更新
- (4) 設備、機器の省エネ運転

2 再生可能エネルギーの最大導入

- (1) 太陽光発電の導入
- (2) 再生電力の調達
- (3) 非化石エネルギーへの転換

3 公用車の排出対策

- (1) 次世代自動車への更新
- (2) 日常運転でのエコドライブ

4 職員の率先行動

- (1) 物品等の調達対策
- (2) 紙類の削減
- (3) 廃棄物の削減

5 2050年排出ゼロに向けた検討

- (1) 公共施設のあり方検討
- (2) 脱炭素の新たな技術の研究

5. 具体的な取組項目

具体的な取組項目について、以下の通り定めます。

なお、取組項目は対象、内容のほか、法令等の根拠により区分けしました。

政府実行計画 政府実行計画において地方公共団体に対して重点的に取組が求められる施策

省エネ法 省エネ法で策定が義務付けられている取組方針、管理標準に基づく施策

5-1 徹底した省エネルギー対策

(1) 建築物の ZEB 化 **政府実行計画**

- ・「新潟市公共建築物 ZEB 化方針」に基づき、施設の新築、改築工事の ZEB 化を進める。
- ・既存建築物においても、ZEB 化を検討するほか、個別機器の改修等省エネに資する取組を進める。

補足：ZEB 化とは ZEB Ready 基準以上を満たした建築物とすることをいう。

(2) LED 照明への更新 **政府実行計画**

- ・既存照明設備を LED 照明へ更新する。

(3) 省エネ設備、機器への更新 **省エネ法**

【空調機器】

- ・費用対効果や省エネルギーに配慮しつつ、トップランナー機器の選定を行う。
- ・効率の高い熱源設備を使ったヒートポンプシステム等の採用を検討する。
- ・空調設備の対象箇所は断熱性の向上のため、断熱フィルムやペアガラス等の導入を検討する。

【照明機器】

- ・費用対効果や省エネルギーに配慮しつつ、トップランナー機器の選定を行う。
- ・設置箇所の状況に応じて、明るさセンサーによる調光制御やタイムスケジュール制御、人感センサーの採用を検討する。

【事務用／民生用機器】 事務用機器：パソコン、コピー機、プリンタ、テレビ等

民生用機器：自動販売機

- ・費用対効果や省エネルギーに配慮しつつ、トップランナー機器の選定を行う。
- ・自動販売機の設置時は販売しない時間帯の運転停止、消灯等を図る。
- ・電気ポット、冷蔵庫は原則として導入しない。

【給湯設備】

- ・費用対効果や省エネルギーに配慮しつつ、トップランナー機器の選定を行う。
- ・中央給湯方式から局所給湯方式への変更・採用を検討する。

【受変電設備】

- ・費用対効果や省エネルギーに配慮しつつ、トップランナー機器の選定を行う。

【昇降機設備】

- ・費用対効果や省エネルギーに配慮しつつ、高効率機器の選定を行う。

【BEMS】

- ・電気及び燃料を使用する設備の総合的管理のため、BEMS の導入を検討する。

（４）設備、機器の省エネ運転**省エネ法****【空調設備】**

- ・個別空調は使用する部屋のみ起動する。
- ・特に配慮が必要な施設や設備を除き、室温は政府推奨値（夏：28℃、冬：19℃）を目安に管理する。
- ・空調負荷低減のため、ブラインドやカーテンを使用する。

【照明設備】

- ・不要場所、不在時の消灯、昼休み、時間外の部分消灯を行う。
- ・場所ごとに適正な照度（JIS Z 9110 に準拠）を設定する。

（例）事務室 500～1000Lx

会議室 300～750Lx

廊下、倉庫 75～150Lx

- ・昼光利用できる場所は部分消灯を検討する。

【事務用／民生用機器】 事務用機器：パソコン、コピー機、プリンタ、テレビ等

民生用機器：自動販売機

- ・節電モードのある機種は支障のない範囲で節電モードを設定する。
- ・ディスプレイ輝度は適正に設定する。
- ・使用状況に応じて主電源を切るほか、長期間使用しない場合は待機電力を削減するためコンセントから抜く。

【給湯設備】

- ・感染症対策上支障のない範囲で低い温度（60℃以上）に設定する。
- ・不要時は停止する。

【受変電設備】

- ・電力、電圧、力率に異常値がないか監視する。
- ・支障のない範囲で力率を向上（100%目標）する。

【昇降機設備】

- ・時間外等利用者の少ない時間帯は、運転台数の削減を行う。
- ・上り2フロアまたは下り3フロアまでの移動の際は、階段を利用するよう努める。

補足：計測記録、保守点検については「新潟市公共建築物保全ガイドブック」による。

5-2 再生可能エネルギーの最大導入

(1) 太陽光発電の導入 政府実行計画

- ・新築、改築建築物のほか既存建築物において、太陽光発電システムの設置を検討する。また、設置に関する事業性調査の結果に基づき、対象施設への設置を検討する。
- ・設置可能な建築物の半分に相当する 6MW のうち、既設を除く 4MW の新規設置を目指す。
- ・ペロブスカイト太陽電池の実証試験への協力等、本市施設への導入を検討する。

(2) 再エネ電力の調達 政府実行計画

- ・廃棄物発電の余剰電力利用を進める。
- ・排出係数、再エネ割合等の環境配慮事項において優位な業者との契約に努める。

(3) 非化石エネルギーへの転換 省エネ法

【再エネ熱利用】

- ・温水需要施設において太陽熱給湯やガスコージェネレーションシステムと太陽熱給湯とを連携した複合システムの利用を検討する。
- ・バイオマス、地中熱等の再生可能エネルギー熱の利用を検討する。

【コージェネレーション】

- ・空調熱源の選定にあたっては、建築物の熱負荷特性、維持管理体制等について総合的に考慮し、ガスコージェネレーションの導入を検討する。

5-3 公用車の排出対策

(1) 次世代自動車への更新 政府実行計画

- ・代替不可能な場合を除き、原則次世代自動車への更新を進める。
補足：次世代自動車とは電気自動車、ハイブリッド、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車をいう。

(2) 日常運転でのエコドライブ

- ・「エコドライブ 10 のすすめ」によるエコドライブを進める。
発進時は最初の 5 秒で時速 20km 程度までふんわり加速、
車間距離にゆとりをもって加減速を少なくする 等
- ・公共交通機関（バス・鉄道）、公用自転車への切り替えを進める。

5-4 職員の率先行動

(1) 物品等の調達対策

- ・グリーン調達を求める環境負荷のより少ない物品及びサービスを、エコマーク等の環境ラベリングを参考に選択する。
- ・グリーン調達の基準を満たさない物品等をやむを得ず調達する場合でも、できるだけ環境負荷の少ない物品等を選択する。
- ・繰り返し使える製品の利活用を推進し、使い捨て製品の購入や使用を自粛する。

(2) 紙類の削減

- ・印刷においては必要性、部数を精査する。
- ・これまで紙で印刷していたチラシ等についても、電子化を検討する。

(3) 廃棄物の削減

- ・工事においては「新潟市公共工事環境配慮指針」における環境配慮事項を履行し、廃棄物等の削減に努める。
- ・各種資源ごみ（古紙・缶・びん・ペットボトル・プラスチック）の分別・リサイクルを適正に推進する。

5-5 2050 年排出ゼロに向けた検討

(1) 公共施設のあり方検討

- ・脱炭素社会に資する公共施設の視点を踏まえ、公共施設の量や機能をこれからの時代に合った形とする。

(2) 脱炭素の新たな技術の研究

- ・CCUS 等の新たな脱炭素技術について、本市取組への導入を研究する。

6. 取組の指標

温室効果ガス排出量、エネルギー使用量削減目標の達成においては、政府実行計画において地方公共団体に対して重点的に取組が求められる施策が大きく寄与します。

そのため、これらの施策に関する 2030 年度までの達成指標を定めました。

項目	2030 年度達成指標
太陽光発電	公共施設の設置容量 累計 6MW
建築物（ZEB）	建築物由来のエネルギー使用量削減 28TJ（2024 年度比）
公用車	公用車 [※] に占める次世代自動車割合 50%
LED	LED 化完了施設 100%
再生エネルギー調達	調達電力の再生エネルギー割合 60%以上

※ 特種用途自動車等、代替不可能なものを除く

7. 計画の推進体制

7-1 推進体制

ゼロカーボンシティの実現に向け、市長を本部長とする「新潟市ゼロカーボンシティ推進本部」のもと、全庁を挙げ総合的かつ強力に推進します。

各主体の責務は「新潟市ゼロカーボンシティ推進本部設置要綱」によるほか、以下の通り定めます。

◆庁議構成員（本部員）

所属する部局等における本計画の取組の推進を総括する。

◆各課等の長

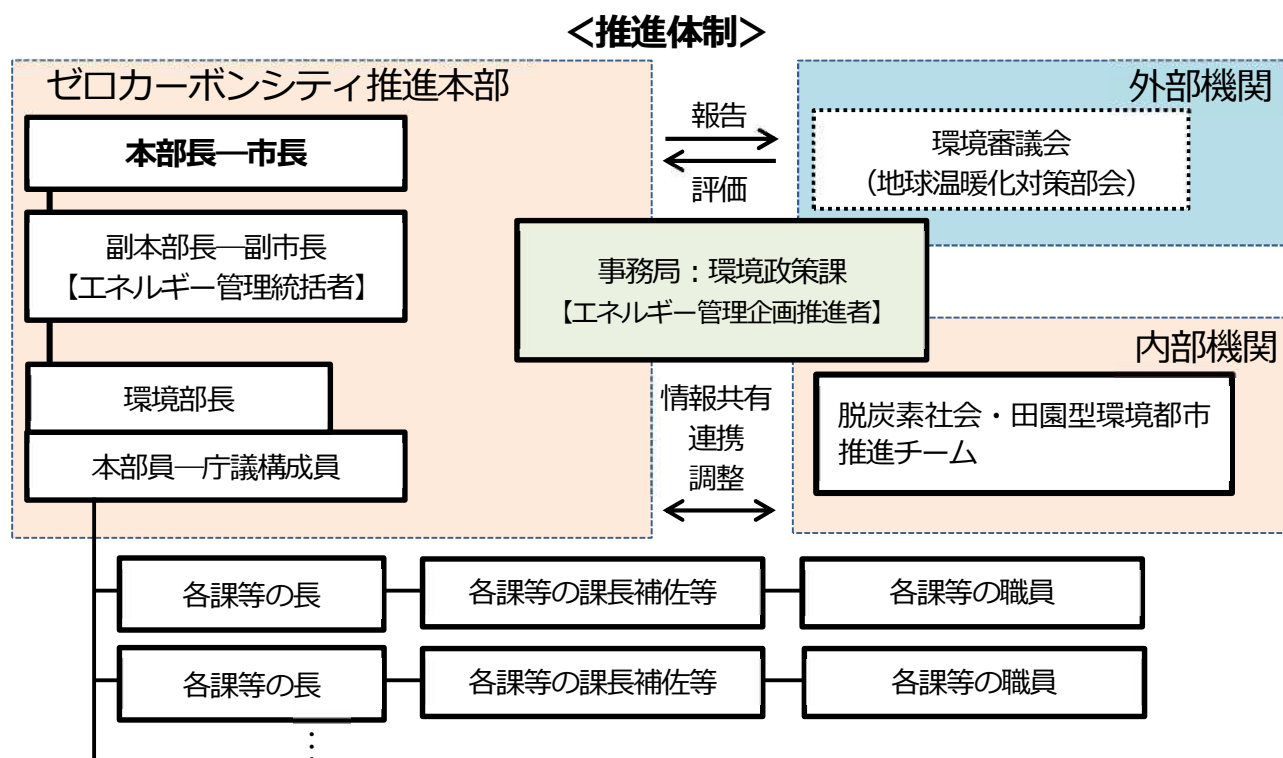
所属する課等における本計画の取組の推進を総括する。

◆各課等の課長補佐等

所属する課等長及び職員に対し、本計画の取組を推進するため必要な指示、助言等を行う。

◆職員

自らの業務において本計画の積極的な実施に努める。



【 】内は省エネ法における役割

7-2 進捗管理

本計画において、取組の効果等を点検、評価するとともに、全庁的に取組効果の見える化を図り、継続的に取組を推進するため、PDCA サイクルを回すことにより継続的改善を図っていきます。

	項目	実施時期	内容
Plan 【計画】	目標、計画等設定	年度当初	・事務局は年度における目標、計画、監視項目等について設定し、各課等に通知する。
Do 【運用】	率先行動	通年	・各課等は目標達成のため、本計画の取組を行う。
Check 【点検】	内部確認	上半期 下半期 終了後	・各課等は指定された監視項目等について課内点検報告書を作成、庁議構成員は本部に提出する。 ・各課等の課長補佐等は課内点検報告書の提出に合わせて、各課等における進捗状況を確認し、各課等の内部で共有する。
	外部評価	次年度 8月頃	・事務局は前年度のまとめに合わせて、計画の進捗状況について外部委員の評価を受ける。
Action 【改善】	進捗確認、改善指示	次年度 8月頃	・事務局は前年度までの計画の達成状況、課題と対応等をまとめた資料を作成する。 ・本部長は資料に基づき、改善の機会、変更の必要性を評価する。 ・事務局は評価結果及び資料を全庁及び庁外に共有する。

7-3 環境教育の実施

- ・研修等を通じて、地球温暖化対策の推進をはじめ、環境保全に関する情報の共有化を図り、職員の率先行動を進めます。
- ・地球温暖化問題に関するシンポジウムや研修会に、職員が積極的に参加できるような労働環境を醸成します。

7-4 資金の確保

- ・国、県による地方公共団体向け支援やグリーンボンド等の資金調達制度を活用しつつ、脱炭素化施策を行うための資金を確保します。

7-5 公表

本計画書及び進捗状況等はホームページ上に公表し、市民が容易に入手できるようにします。

新潟市地球温暖化対策実行計画（第6期市役所率先実行版）

令和7年11月

令和8年3月改定

新潟市環境部環境政策課

電話：025-226-1357

E-mail：kansei@city.niigata.lg.jp

U R L： <https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/keikaku/kankyo/ondanka/index.html>